

○石岡市市長賞の授与に関する要綱

平成22年3月31日

告示第130号

改正 平成23年2月28日告示第48号

令和3年5月21日告示第336号

(趣旨)

第1条 この告示は、石岡市における教育、芸術、文化、体育、産業、福祉等の振興を図るため、団体等が主催する各種大会等（以下「事業」という。）に対する石岡市市長賞（以下「市長賞」という。）の授与について必要な事項を定めるものとする。

(授与の範囲)

第2条 市長賞の授与は、次に該当する事業に対して行う。ただし、市長が市政の発展に特に寄与すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内を主な開催地とする事業
- (2) 広く市民を対象とする事業
- (3) 参加者がおおむね30人以上の事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める事業には、市長賞を授与しない。

- (1) 特定の思想、宗教又は結社を支持する事業
- (2) 営利又は商業宣伝を主な目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある事業
- (4) その他市長が不相当と認める事業

(市長賞の交付)

第3条 市長賞は賞状とし、事業の主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付する。

2 市長が必要と認めるときは、市長賞に賞品を付することができる。

3 前項の賞品は、賞状用の額若しくは筒又はトロフィーとする。ただし、トロフィーの交付は1事業につき1回に限るものとする。

(平23告示48・一部改正)

(申請)

第4条 市長賞の授与を行う事業の主催者（以下「主催者」という。）は、当該授与をしようとする日の1月前までに市長賞授与事業承認申請書（様式第1号）に、事業の概要を示す資料を添付して市長に提出しなければならない。

(承認)

第5条 市長は、前条の申請書等を審査し、相当と認めるときは、市長賞の授与を承認する。

(報告)

第6条 前条の承認を受けた主催者は、事業終了後、速やかに、市長賞授与事業実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日告示第48号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月21日告示第336号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

団 体 名
所 在 地
代 表 者

市長賞授与事業承認申請書

石岡市市長賞の授与に関する要綱第4条の規定により、承認願いたく、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業の名称			
事業の主催・後援等			
事業の内容			
連絡担当者	住所 氏名	電話	
開催期日	年 月 日()～ 年 月 日()		
開催場所			
表彰日時	年 月 日()午前・午後 時 分から		
事業参加の対象範囲		参加予定数	人
参加料等	無 ・ 有(円)		
過去の実績	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
添付書類	<input type="checkbox"/> 主催者の概要に関する書類 <input type="checkbox"/> 事業関係者の名簿 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 事業収支予算書		

備考 別途、表彰状に希望する文面を提出してください。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

団 体 名
所 在 地
代 表 者

市長賞授与事業実績報告書

石岡市市長賞の授与に関する要綱第6条の規定により、次のとおり実績を報告します。

事業の名称			
事業の主催・後援等			
事業の内容			
連絡担当者	住所 氏名	電話	
開催期日	年 月 日()～ 年 月 日()		
開催場所			
表彰日時	年 月 日() 午前・午後 時 分から		
事業参加の対象範囲		参加数	人
参加料等	無 ・ 有(収支決算書を提出すること。)		
事業の成果			
市長賞受賞者の氏名 及び成績の概要			
備 考			

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(令 3 告示336・一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(令 3 告示336・一部改正)